

本資料(参考和訳)は、Deloitteが2011年5月5日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

# ゆっくりとした進捗、遅れる最終基準の完成

## IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB・FASB合同会議 – 2011年4月/5月

Francesco Nagari

2011年5月5日



# 目次

- 最近の合同会議における決定事項のハイライト
- 2011年3月29日、4月12日・27日及び5月4日に開催された合同会議におけるスタッフ提案の詳細分析と両ボードの決定事項
- 今後の日程と次のステップのアップデート

## ハイライト – 2011年3月、4月、5月

- これまでの進捗の棚卸しと行程表の変更 (4月12日、14日及び21日)
  - 両ボードに計画のサマリーが提出された: 最終基準の発行は7月の予定。
  - 引き続き声明が出され、数ヶ月間の期限の延長が発表された。
- 割引率のトップダウンアプローチ (4月12日)
  - トップダウンの割引率は資産ベースの割引率ではない: 保険契約負債の特性を反映するように調整する。
  - トップダウンの割引率は、負債には存在しない信用リスクを負担するプレミアムを意味する。これから期待不履行損失及び予想外の不履行損失に対する引当等を控除することによって、保険負債のキャッシュ・フローの特性を反映させる。
  - 上記調整後の残余スプレッドは非流動性の特性に関するものと看做す。
- 短期契約(4月27日)
  - 未経過保険料アプローチを採用することを決定したが、本アプローチをビルディング・ブロックモデルの簡便法として扱うのか、又は別個の測定モデルとして扱うのか意見が分かれた—裁決は一致せず。
  - 保険事故発生前の期間における貨幣の時間価値は収益認識要件に沿って処理するか—裁決に到らず。
  - IASBはビルディング・ブロックアプローチに沿った新契約費の単一の定義を選好したが、FASBは新契約費を資産として表示することを選好した—裁決は一致せず。
  - 両ボードは“定性的要素”を満たす場合に不利テストを実施するべきことで合意した。

## ハイライト – 2011年3月、4月、5月(続き)

- アンバンドリング (5月4日)
  - アンバンドリングの要件は収益認識の原則と整合するものでなければならない。
  - 提案された基準の表現については合意に至らなかった – 5月16日の保険ワーキンググループ会議で審議の予定。
  - 明示的な勘定残高をアンバンドルすることには一般的に支持が得られたが、“明示的”的義についてはさらなる作業が必要とされた。
- マージンのアンロック(3月29日)
  - 教育セッション、裁決なし。
  - 数人の理事から残余マージンのアンロックについて暫定的な支持が得られたが、その他の理事は意見を保留した。
- 有配当契約の審議は5月4日に延期された。
- FASBは4月に2回、5月に1回教育セッションを開催する予定。

# 合同会議の詳細な説明－4月12日

## 割引率のトップダウンアプローチ

- 前回の会議において、無配当契約についてはトップダウンとボトムアップの両アプローチを認めることを合意した。
- スタッフは将来の最終IFRSに向けて適用指針を提案した。

スタッフの提案事項は以下のとおり。

- トップダウンの割引率は資産ベースの割引率とは明確に区別されるべきであり、関連する負債の特性を反映していなければならない。同様に、ボトムアップアプローチの割引率はリスクフリーレートではない。
- イールドカーブは直近の観察可能な市場データに基づくものでなければならず、保険者が保有する実在の資産、又は負債の特性を反映するように設計された資産の(複製ではなく)参照ポートフォリオのいずれかを反映しなければならない。
- 観察可能なデータが存在しない場合、保険者は見積もりに関する両ボードの既存のガイダンス、具体的にはレベル3の金融商品の公正価値測定ガイダンスを使用しなければならない。
- トップダウンの割引率の決定に使用されるキャッシュ・フローは、デュレーション、時期の差異や負債には存在しない資産特有のリスクを考慮して、負債キャッシュ・フローの特性を反映するように調整されなければならないが、流動性については調整してはならない。

# 合同会議の詳細な説明－4月12日(続き)

## 割引率のトップダウンアプローチー審議の内容

- トップダウンの信用リスク調整は、参照資産ポートフォリオ又は自己の保有資産の期待不履行損失によって構成されると、審議会の結論では説明されている。
- さらに、保険者は期待不履行損失に関するリスク(予想外の乖離が生じるリスク)のスプレッドを控除する必要がある。
- この審議会の結論は、観察可能な市場データがない場合に、企業が固有の市場整合的な見積りを行うことを明確にしている。
- 理事の一人は、保険会社以外の会社のために、実務上の便法として事前に選択された利率を提案した:多くの支持は得られなかった。
- 両ボードは、スタッフに対してその分析を完了させ、無配当保険契約の割引率決定のための適用指針の最終文言の草案を作成するように指示した。

# 合同会議の詳細な説明－4月27日

## 書面 1 (IASB) / 66 (FASB)

### Q1－修正アプローチ：適格要件

スタッフの提案：修正アプローチを、以下の全ての要件を満たす保険契約について適用する：

- a) 重要なファイナンス要素を含まない契約。
- b) 組込デリバティブをアンバンドルした後において、キャッシュ・フローの変動性に著しく影響を与える組込オプション又は他のデリバティブを含んでいない契約。

- 暫定的決定事項はなく、提案事項の多くの面についても合意は得られなかった。
- 両ボードは修正アプローチは未経過保険料を基礎とするべきであることを合意するにとどまった。
- FASBは修正アプローチを、ビルディング・ブロックの代替的手段ではなく、別個の測定モデルとして扱うことを選好している。
- IASBは一定の要件を満たす短期契約について、単一の測定モデルを簡便化したアプローチとして扱うことを選好している。
- 殆どの理事は“重要なファイナンス要素”という要件を好んでいない。

IASB

FASB

暫定的決定事項なし

# 合同会議の詳細な説明－4月27日(続き)

## 書面 1 (IASB) / 66 (FASB)

### Q2－修正アプローチ:新契約費

**スタッフの提案:**保険者は保険事故発生前債務の測定値から、両ボードが暫定的に決定した新契約費を控除しなければならない。最近の収益認識プロジェクトにおける決定事項に照らして提案された代替案は以下のとおり：

- a) ビルディング・ブロックに従って新契約費を処理；
- b) 収益認識基準に従って新契約費を処理；
- c) 一部の内部の増分新契約費を保険事故発生前債務に含めるのではなく、発生時に費用処理することを容認；
- d) 一部の内部の増分新契約費を保険事故発生前債務に含めるのではなく、発生時に費用処理することを強制

- IASBはビルディング・ブロックに従ってEDの原則を維持することを選好している。
- IASBはまたポートフォリオベースでの保険契約に直接関連する費用という新契約費の定義を使用することを選好している。
- FASBは、例えば新契約費を資産計上するような、収益認識基準と平仄を合わせる機会をうかがっている。
- 本件は将来の会議へ持ち越され、コンバージェンスを目指すこととなった。

IASB	FASB
13人中9人が(a)に賛成	裁決ないが、(b)選好

# 合同会議の詳細な説明－4月27日(続き)

## 書面 1 (IASB) / 66 (FASB)

### Q3－修正アプローチ：保険事故発生前債務の割引

スタッフの提案：当初認識時の保険事故発生前債務の測定は、(もしあれば)当初認識時に受け取った保険料に、将来保険料の割引前の価値を加算したものとする。

- 両ボードは、短期契約の適格要件について合意に達しないまま、本論点について意見を表明することは困難であると考えている。
- 幾人かのIASB理事は、高金利の市場環境では、1年間の割引であっても重要な影響があることを理由に、本提案について両ボードに対して警告をしている。
- 保険事故発生前債務については、“重要なファイナンス要素”テストを実施し、収益認識基準に従い12ヶ月未満の契約については割引を行わないという便法を使って、貨幣の時間価値を反映させるかどうかを考慮することを暫定的に合意した。

IASB

FASB

収益認識要件を使って割引  
を考慮することを暫定的に  
決定

# 合同会議の詳細な説明－4月27日(続き)

## 書面 1 (IASB) / 66 (FASB)

### Q4－修正アプローチ：保険料配分パターン

**スタッフの提案：**保険事故発生前債務は、保険カバーを提供するという履行義務を充足した場合に、これを反映するように減額されなければならない。履行義務は、以下のように保険者が保険カバーを提供するに応じて充足される：

- a) 時の経過に基づくが、
- b) 発生保険金及び給付金の予想時期のパターンが時の経過と著しく異なる場合、発生保険金及び給付金の予想時期に基づく。

- スタッフは両ボードに対して問題の保険料配分の箇所についてのみ検討するように依頼し、“履行義務”の論点については無視するように依頼した。
- 両ボードは全員一致で提案に合意した。
- EDの提案に沿ったものとなっている。

IASB

FASB

スタッフの提案に暫定的に  
合意

# 合同会議の詳細な説明－4月27日(続き)

## 書面 1 (IASB) / 66 (FASB)

### Q5－修正アプローチ: 不利テスト

#### スタッフの提案:

- a) 不利テストは、例えばコンバインドレシオが100%超である場合や、一事故の支払額や事故の発生率の増加が著しい場合、リスクプロファイルの特性の変化など、定性的な要素が満たされた場合に実施されるべきである。
- b) 期待キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険事故発生前債務の帳簿価額を上回る場合には、追加負債が認識されなければならない。

- 不利テストとそれを実施すべき水準はさらに詳細に定義される予定である。
- 本テストの複雑性や、リスク調整負債を無視して最初の2つのブロックのみを使って不利テストを実施することについて、懸念が挙げられている。
- 不利テストと未経過保険料アプローチの間で割引について不整合な取り扱いがあることについて懸念が挙げられている。
- 不利テストは保険事故発生前の期間において契約が不利であるという兆候がある場合には実施されなければならないことが暫定的に合意された。
- その他の詳細事項は他の会議で再審議される予定。

IASB

FASB

事実や状況により保険契約が不利であることの兆候が示される場合にテストを実施することで合意

# 合同会議の詳細な説明－4月27日(続き)

## 書面 1 (IASB) / 66 (FASB)

### Q6－修正アプローチ:容認か強制か

**スタッフの提案:**保険者は適格要件を満たす保険契約について修正アプローチの適用が許容されるべきであり、強制されるべきではない。

- 両ボードは、例えば修正アプローチはビルディング・ブロックアプローチとは別個のモデルなのか単なるビルディング・ブロックアプローチの便法なのかという、修正アプローチの目的を最初に合意すべきであるとして、本問題については議論を行わなかった。

IASB

FASB

暫定的決定事項なし

# 合同会議の詳細な説明－5月4日

## 書面 1D (IASB) / 66D (FASB)

### Q1－財及びサービスのアンバンドリング

**スタッフの提案:**財及びサービスは、収益認識プロジェクトにおける個別の履行義務を識別するための原則に従って、保険契約から分離されなければならない。分離処理された場合、この財及びサービスはIFRS及びUS GAAPのそれぞれの関連する規定に従って処理されることになる。

- 大まかには提案には好意的であったが、(特にFASBから)その実用性と提案された表現の意味するところについて、重大な懸念が表明された。
- 主な懸念としては、独立した構成要素が収益認識プロジェクトで議論されているものと同様の“移転のパターン”を持つ場合に、アンバンドリングが禁止されるという効果に焦点が当てられていた。
- その他の懸念として、同一の構成要素のそれぞれ異なる部分を別々に扱うことに関連するものや、収益認識プロジェクトとの整合性を維持したいという希望があった。
- FASB: “移転のパターン要件”という文言を削除するという条件付きで支持。
- IASB: 提案の表現とおりで、収益認識基準との整合性的関係が変化してしまった場合には、パラレルに変更することを条件付きで支持。
- 両ボードはスタッフに再検討して保険ワーキンググループ会議へ持ち込むことを依頼した。

IASB	FASB
賛成11人、反対3人、棄権1人	修正を条件に選好

# 合同会議の詳細な説明－5月4日(続き)

## 書面 1E (IASB) / 66E (FASB)

### Q1－投資要素のアンバンドリング

スタッフの提案：明示的勘定残高のみをアンバンドルする。

- 両ボードは反対意見もなく全般的に提案を支持した。
- “明示的勘定残高”をどのように定義するかについて多くの議論が行われた。
- 両ボードはスタッフに、明示的勘定残高の構成要素について再検討するように依頼した。
- 本論点は、検討のために、保険ワーキンググループ会議にかけられる予定である。

IASB

FASB

一般的には支持があったが、“明示的な勘定残高”的定義を改善することが条件

# 合同会議の詳細な説明－5月4日(続き)

## 書面 1E (IASB) / 66E (FASB)(続き)

### Q2－収益認識基準の要件に基づいた明示的勘定残高のアンバンドリング

**スタッフの提案:**明示的勘定残高は収益認識プロジェクトで開発された、個別の履行義務を特定するための基準に基づいて分離されるべきである。

- 両ボードは、書面1Dの投票の際に示されたのと同じコメントと条件付してこの提案を支持した。

IASB

FASB

意見の相違なし

# 合同会議の詳細な説明－5月4日(続き)

## 書面 1E (IASB) / 66E (FASB)(続き)

### Q3—アンバンドルされた勘定残高の測定

スタッフの提案：明示的勘定残高は、分離処理された場合、関連するIFRS/US GAAPに従って処理されなければならない。

- 最小限の議論を行ったのみで、IASBは暫定的に本提案を支持した。
- FASBは、彼らの裁決に影響を与える論点の数が依然多いとして、本論点について投票を行わなかつた。しかし、スタッフの提案について支持する方向性の意見を表明している。

IASB	FASB
暫定的に支持	投票なし

# 合同会議の詳細な説明－3月29日

## マージンのアンロック

- 残余/複合マージンを契約期間に亘りアンロックすべきか、又は契約開始時からロックインすべきかについて教育セッションが開かれた。
- 今後のスタッフの作業を手助けするため、両ボードの考え方と懸念が収集された。
- 暫定的な決定事項はない。

## スタッフの意見：

- 非金融インプットの将来の変更のみを反映するようにマージンをアンロックし、有利不利いずれの変更にも将来に亘って調整する。
- 負の残余マージンが両ボードに受け入れられる場合であっても、リスク調整と残余マージン(又は複合マージン)の合計額は正の値でなければならない。
- コメントの回答者からは、直感に反する結果を産むとして(例えば、契約が依然として利益を生じさせるものであってもPLに損失が認識されるなど)ロックインには著しい反対があった。
- ロックインを選好するコメントの回答者は、アンロックは保険負債の変動を不適切に後の期間に繰り延べる可能性があると述べている。
- 両ボードはスタッフの提案について一般的には支持する方向性を示した。
- 理事の幾人かはこの提案がモデルを過度に複雑化するとして懸念を表明している。

## 今後の日程

- IASBは、最終基準が“時間の試練に耐えうる”ものであることを確実にするために、最終基準の発行が数ヶ月遅れることを示した。
- FASBは、公開草案の発行は前回のEDの場合と同様に、保険契約に係る最終のIFRSと同時にを行うことを示した。
- プロジェクトの計画によれば、最終基準は2011年の第4四半期に発行される予定である。
- 発効日については、依然として明示的なものはない。IASB及びFASBの両議長は、新基準の適用にあたり“十分な時間”が与えられるべきであると述べている。

## 次のステップ

- 次の会議は5月11日～12日、同月16日～20日及び31日の予定である。
- 保険ワーキンググループ会議が5月16日にロンドンで予定されており、6月にも別の会議が予定されているが日付はまだ公表されていない。
- 修正後の詳細な作業計画が発行されていないため、議題については現時点では明らかではない。

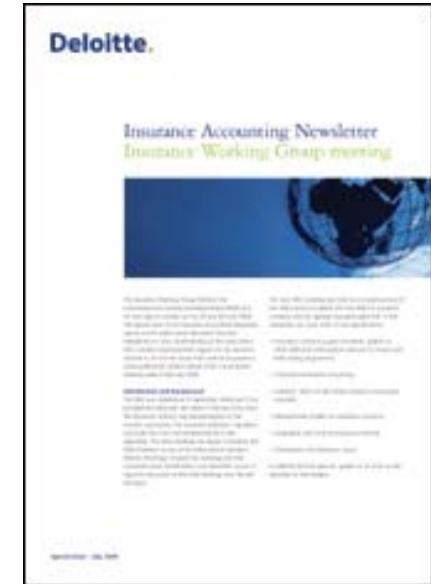
# コンタクトの詳細

**Francesco Nagari**

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

[fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)



**Link to Deloitte Insurance Accounting Newsletter:**

[http://www.deloitte.com/view/en\\_GB/uk/industries/financial-services/sector-focus/insurance/article/ac9955baf1001210VgnVCM100000ba42f00aRCRD.htm](http://www.deloitte.com/view/en_GB/uk/industries/financial-services/sector-focus/insurance/article/ac9955baf1001210VgnVCM100000ba42f00aRCRD.htm)

Insurance Centre of Excellence:

[insurancecentreofexc@deloitte.co.uk](mailto:insurancecentreofexc@deloitte.co.uk)

# Deloitte.

This document is confidential and prepared solely for your information. Therefore you should not, without our prior written consent, refer to or use our name or this document for any other purpose, disclose them or refer to them in any prospectus or other document, or make them available or communicate them to any other party. No other party is entitled to rely on our document for any purpose whatsoever and thus we accept no liability to any other party who is shown or gains access to this document.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu ('DTT'), a Swiss Verein, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see [www.deloitte.co.uk/about](http://www.deloitte.co.uk/about) for a detailed description of the legal structure of DTT and its member firms.